

西宮市立留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市留守家庭児童育成センター条例（昭和63年西宮市条例81号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和63年西宮市規則第99号。以下「規則」という。）並びに西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第11号。以下「最低基準条例」という。）に定めるもののほか、西宮市立留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」という。）の設置運営に関する事務取扱について必要な事項を定める。

(管理運営経費)

第2条 育成センターの管理運営に要する経費は、毎年度、予算の範囲内で指定管理者と年度協定を締結し、指定管理料として支出する。

(指定管理者の報告等)

第3条 指定管理者は、育成センターの管理運営業務の実施状況その他の西宮市公の施設に係る指定管理者の事務等に関する条例第8条各号に定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、指定管理者に対し業務の執行状況について報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

第2章 施設に関する事項

(設置方針)

第4条 育成センターは、原則として各小学校区に1か所設置するものとする。

(施設の確保)

第5条 育成センターの施設は、学校教育活動への影響を踏まえて、運動場や転用可能教室などの学校施設を利用して設置する。ただし、学校施設を利用することが困難な場合には、別途に施設の確保を図るものとする。

(施設内容)

第6条 育成センターの施設には、原則として遊び及び生活の場としての機能を備えた区画（以下「育成室」という。）、静養するための機能を備えた区画（以下「静養室」という。）、便所、湯沸室及び玄関を備えるものとする。ただし、便所、湯沸室又は玄関については、必ずしも専用であることを要しない。

(施設の定員)

第7条 条例第4条に規定する施設の定員は、別表のとおり市長が定める。

- 2 市長は、前項に規定する施設の定員の決定に当たり、育成室並びに静養室の面積について、児童1人当たり概ね1.65平方メートルを確保しなければならない。ただし、待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、定員に1.1を乗じて得た数まで利用させることができる。

第3章 利用審査に関する事項

(利用資格)

- 第8条 条例第5条第2項の規定により育成センターを利用できる者は、神戸市北区道場町生野1172番地に住所を有する者で西宮市立北六甲台小学校に通学する児童その他、市長が特に必要があると認めた者とする。

(利用申請)

- 第9条 育成センターの利用に係る申請手続については、別に定める。

(審査)

- 第10条 条例第5条に規定する利用資格は、別に定める。ただし、条例第5条第1項第4号に該当する事項に係る審査において必要があると認めるときは、利用許可の申請において記入される「児童の生活状況等」の内容等による書類審査や当該児童及び保護者の面接審査を行うものとする。

- 2 市長は、前項ただし書の規定による審査に当たり、専門職員の意見を聴くことができる。

(利用者の選考)

- 第11条 育成センターの利用者の選考方法は、別に定める。

(許可手続等)

- 第12条 育成センターの利用に係る許可の手続きについては、別に定める。

(育成料の減免)

- 第13条 規則別表第2に規定する「その他市長において特に育成料の減免を必要と認める世帯及びその減免後の育成料の額」については、別に定める。

第4章 職員に関する事項

(職員の一般的要件)

- 第14条 育成センターにおいて利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

- 2 職員は、その資格により放課後児童支援員と補助員に区分される。

(放課後児童支援員の資格要件)

第15条 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。ただし、第19条に定める常勤の放課後児童支援員のうち1人を除き、事業に従事することになった日から2年以内に修了することを予定している者をもってこれに代えることができる。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法第90条第1項に規定する者又は同条第2項の規定により大学への入学を認められた者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法第1条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法第83条の2第1項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- (6) 学校教育法第1条に規定する大学において、前号に規定する学科又は課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法第97条に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、第5号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

(放課後児童支援員の職務)

第16条 放課後児童支援員は、育成センターを利用する児童に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図るとともに、育成センターの適正な管理運営を行うため、次の職務を行う。

- (1) 児童の育成(外遊び、室内遊び、工作、自主学習、心身の状態の把握など)
- (2) おやつ購入及び準備(手作りおやつなど)
- (3) 緊急時における児童の安全確保
- (4) 児童の生活を豊かにするための遊びや活動の研究
- (5) 出席簿や育成日誌の作成
- (6) 育成センターだよりの作成と連絡帳などの記載
- (7) 年間・月間計画・勤務予定表の作成
- (8) 利用許可申請書等、各種申請書の交付・受付
- (9) 実費徴収金の徴収、管理
- (10) 保護者会での育成報告や保護者との相談、子育てへの支援

- (1 1) 学校や保護者、運営委員会への必要に応じた連絡・調整
- (1 2) 地域、関係機関等への対応、指定管理者との連絡・調整
- (1 3) 施設・設備・備品の管理と環境整備
- (1 4) その他、育成センター利用児童の健全育成に関すること

(補助員の資格要件)

第 1 7 条 補助員は、次の各号のいずれかの要件を備える者とする。

- (1) 保育士、教員免許などの資格取得者及び取得中の者
- (2) 2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者
- (3) 放課後児童の健全育成に熱意を有する者

(補助員の職務)

第 1 8 条 補助員は放課後児童支援員の職務を補助し、育成センターの管理運営業務に従事する。

(職員の配置基準)

第 1 9 条 指定管理者は、育成センターを開所している時間帯（以下「開所時間」という。）を通じて、次の基準により放課後児童支援員もしくは補助員を配置しなければならない。

- (1) 定員 4 0 人以下の育成センター 2 人
 - (2) 定員 6 0 人の育成センター 3 人（ただし、利用児童が 4 5 人未満の場合は、2 人とする。）
- 2 指定管理者は、次の基準により常勤（育成センターの開所時間の概ね 3 分の 2 以上従事するとともに、指定管理者で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者、又は 1 日 6 時間以上かつ月 2 0 日以上勤務している者をいう。以下同じ。）の放課後児童支援員を配置しなければならない。
- (1) 定員 4 0 人以下の育成センター 2 人
 - (2) 定員 6 0 人の育成センター 3 人（ただし、利用児童が 4 5 人未満の場合は、2 人とする。）
- 3 常勤の放課後児童支援員が休暇若しくは欠けた場合は、その間、非常勤職員をもって充てるものとする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、育成センターの開所時間を通じて、1 人以上の常勤の放課後児童支援員を配置しなければならない。

(弾力加配)

第 2 0 条 指定管理者は、次の各号に該当するときは、前条第 1 項の職員の配置に加えて、次の基準により必要な期間、職員を配置するものとする。

- (1) 定員 4 0 人以下の育成センターで利用児童が 4 5 人以上となったとき。
(利用児童数が 4 5 人から配置し、4 0 人未満になると配置を解く。)

- (2) 定員 60 人の育成センターで利用児童が 65 人以上となったとき。
(利用児童数が 65 人から配置し、60 人未満になると配置を解く。)

(障害加配)

第 21 条 指定管理者は、身体障害者手帳・療育手帳を所持する児童、又は特別支援学級・学校に在籍する児童の保育のため、市長が必要と認めるときは、第 19 条第 1 項の配置において、職員を追加配置することができる。なお、配置人数、配置期間等については、当該児童の個々の状況や利用者数を踏まえ、市長と指定管理者で協議のうえ決定する。

(特別加配)

第 22 条 指定管理者は、集団生活を営む上で特に支援が必要な児童や、外国籍児童など前項によらず特別な支援を必要とする児童の保育のため、市長が必要と認めるときは、第 19 条第 1 項の配置において、職員を追加配置することができる。なお、配置人数、配置期間等については、当該児童の個々の状況や利用者数を踏まえ、市長と指定管理者で協議のうえ決定する。

第 5 章 運営委員会に関する事項

(運営委員会の設置等)

第 23 条 指定管理者は、地域における児童の健全育成を図り、保護者、地域住民、学校等と連携・協力して育成センターの管理運営を行うため、育成センターごとに運営委員会を設置するものとする。

2 運営委員会は、原則として次の各号に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 地域団体の代表（地区社会福祉協議会の代表、民生・児童委員、青少年愛護協議会役員等）
- (2) 小学校代表
- (3) 保護者代表（利用保護者代表又は P T A 代表等）
- (4) 学識経験者

(運営委員会の役割)

第 24 条 運営委員会は、育成センターの運営状況について指定管理者から報告・説明を受け、育成センターの円滑・適正な管理運営を図るため、情報交換・意見交換等を行うものとする。

2 指定管理者又は指定管理者から委任を受けた者は、前条第 2 項で構成する運営委員会を必要に応じ適宜招集し、前項に係る必要な事項についての会議を行うものとする。

3 運営委員会は、指定管理者から委任を受けた場合には、次の各号に掲げる管理運営業務について協議し、実施することができる。

- (1) 育成計画の立案に関すること。

- (2) 各種課題の収集に関すること。
- (3) 施設及び設備の管理に関すること。
- (4) その他日常の管理運営に関すること。

(職員の出席)

第25条 運営委員会は、その会議に育成センターにおいて利用者の支援に従事する職員の出席を求め、育成状況その他必要事項について報告を求めることができる。

第6章 雑則

(実費徴収)

第26条 指定管理者は、育成センターの管理運営業務を実施するに当たり、児童に直接還元される費用の実費を徴収する必要があると認めるときは、これを徴収することができる。

2 前項に規定する実費徴収金は、概ね次の各号に掲げる費用とする。

- (1) おやつ代
- (2) 教材費
- (3) 行事費

3 指定管理者は、当該実費徴収金にかかる経費について、適正に管理し、常にその管理状況を明確にしておかなければならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、育成センターの管理運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長と協議の上、別に定めることができる。

付 則

1 この要綱は、条例施行の日から施行する。

2 条例付則第2項に規定する所定の書類は、「保護者の口座振替納付書送付依頼書並びに育成料の減免を受けようとする保護者の育成料減免申請書及び市民税課税（非課税）証明書若しくは税務情報の調査承諾書」とする。

付 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年1月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年6月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１２年１０月７日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。なお、第７条第３項及び第１２条第１項については、平成１７年度の暫定措置とし、平成１８年度以降については改めて協議するものとする。

付 則

この要綱は、平成１７年１１月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２５年１２月１日から施行する。

付 則

この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

付 則

- １ この要綱は、最低基準条例（平成２６年西宮市条例第１１号）の施行の日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際現に存する育成センターへの第６条の規定の適用については、当分の間、同条中「遊び及び生活の場としての機能を備えた区画（以下「育成室」という。）、

静養するための機能を備えた区画（以下「静養室」という。）とあるのは、「遊び及び生活の場としての機能を備えた区画（以下「育成室」という。）」とする。

- 3 この要綱の施行の際現に存する育成センターについて、当分の間、第7条第2項の規定は適用せず、育成室の面積について、児童1人当たり概ね1平方メートルを確保するように努めるものとする。ただし、待機児童の状況がある場合、施設の定員を超えて利用させる人数については、育成室で児童1人当たり1.1平方メートル以上を確保できる人数まで利用させることができる。
- 4 指定管理者は、この要綱の施行の際現に育成センターの常勤指導員として業務に従事する者について、第19条に規定する「都道府県知事が行う研修」をできる限り早期に受講・修了するよう努めなければならない。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年7月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

育成センター		定員
1	鳴尾東第1	3 2
2	鳴尾東第2	3 4
3	鳴尾東第3	3 4
4	甲子園浜第1	4 0
5	甲子園浜第2	4 0
6	香櫨園第1	4 0
7	香櫨園第2	3 2
8	香櫨園第3	4 0
9	香櫨園第4	3 2
1 0	香櫨園第5	3 9
1 1	春風第1	4 0
1 2	春風第2	4 0
1 3	春風第3	4 0
1 4	春風第4	4 0
1 5	春風第5	4 0
1 6	瓦林第1	4 0
1 7	瓦林第2	4 0
1 8	上ヶ原南	6 0
1 9	上甲子園第1	4 0
2 0	上甲子園第2	4 0
2 1	上甲子園第3	4 0
2 2	上甲子園第4	4 0
2 3	名塩第1	3 0
2 4	名塩第2	3 0
2 5	小松第1	4 0
2 6	小松第2	4 0
2 7	小松第3	4 0
2 8	甲東第1	3 1
2 9	甲東第2	3 1
3 0	甲東第3	4 0
3 1	甲東第4	4 0
3 2	南甲子園第1	4 0
3 3	南甲子園第2	4 0
3 4	安井第1	4 0
3 5	安井第2	4 0

3 6	安井第 3	3 8
3 7	安井第 4	3 8
3 8	安井第 5	3 8
3 9	北夙川	6 0
4 0	樋ノ口第 1	4 0
4 1	樋ノ口第 2	4 0
4 2	樋ノ口第 3	4 0
4 3	樋ノ口第 4	4 0
4 4	鳴尾第 1	4 0
4 5	鳴尾第 2	4 0
4 6	鳴尾北第 1	4 0
4 7	鳴尾北第 2	4 0
4 8	鳴尾北第 3	4 0
4 9	鳴尾北第 4	4 0
5 0	高木第 1	4 0
5 1	高木第 2	3 7
5 2	高木第 3	3 1
5 3	段上第 1	4 0
5 4	段上第 2	4 0
5 5	段上第 3	4 0
5 6	津門第 1	4 0
5 7	津門第 2	4 0
5 8	津門第 3	4 0
5 9	津門第 4	4 0
6 0	津門第 5	4 0
6 1	用海第 1	6 0
6 2	用海第 2	4 0
6 3	広田第 1	6 0
6 4	広田第 2	4 0
6 5	神原第 1	4 0
6 6	神原第 2	4 0
6 7	神原第 3	4 0
6 8	瓦木第 1	3 4
6 9	瓦木第 2	3 7
7 0	瓦木第 3	3 6
7 1	平木第 1	4 0
7 2	平木第 2	4 0
7 3	浜脇第 1	6 0

7 4	浜脇第 2	4 0
7 5	浜脇第 3	6 0
7 6	上ヶ原第 1	4 0
7 7	上ヶ原第 2	4 0
7 8	高須西第 1	3 3
7 9	高須西第 2	3 3
8 0	高須西第 3	3 3
8 1	今津第 1	3 9
8 2	今津第 2	4 0
8 3	今津第 3	4 0
8 4	段上西第 1	4 0
8 5	段上西第 2	4 0
8 6	段上西第 3	4 0
8 7	深津第 1	4 0
8 8	深津第 2	4 0
8 9	深津第 3	4 0
9 0	深津第 4	4 0
9 1	深津第 5	4 0
9 2	甲陽園第 1	4 0
9 3	甲陽園第 2	4 0
9 4	甲陽園第 3	4 0
9 5	甲陽園第 4	4 0
9 6	夙川第 1	4 0
9 7	夙川第 2	4 0
9 8	夙川第 3	4 0
9 9	夙川第 4	4 0
1 0 0	高須第 1	6 0
1 0 1	高須第 2	6 0
1 0 2	大社第 1	4 0
1 0 3	大社第 2	4 0
1 0 4	北六甲台第 1	4 0
1 0 5	北六甲台第 2	4 0
1 0 6	生瀬	4 0
1 0 7	山口	6 0
1 0 8	東山台第 1	3 2
1 0 9	東山台第 2	4 0
1 1 0	西宮浜第 1	4 0

1 1 1	西宮浜第 2	4 0
1 1 2	西宮浜第 3	4 0
1 1 3	苦楽園第 1	3 1
1 1 4	苦楽園第 2	4 0
1 1 5	高木北	4 0